

# 行政文書公開決定通知書

29 観 M 第 221 号  
平成 30 年 2 月 15 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年 2月 1日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

|                    |                                                                                                                                                                                       |                        |  |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--|
| 行政文書の名称            | 1 平成30年 1月22日に名古屋市が愛知県に提出した「空見地区における大規模展示場整備に関する調査について」<br>2 平成30年 1月26日に愛知県が名古屋市に回答した「空見地区における大規模展示場整備に関する調査について」<br>3 平成30年 1月29日に名古屋市が東邦ガス株式会社に提出した「空見地区における大規模展示場に関する調査へのご協力について」 |                        |  |
| 行政文書の公開の日時<br>及び場所 | 日 時                                                                                                                                                                                   | 平成30年 2月16日 午前 時<br>午後 |  |
|                    | 場 所                                                                                                                                                                                   | 市民情報センター（市役所西庁舎 1階）    |  |
| 行政文書の公開の方法         | 1 閲覧                      ② 写しの交付                      3 視聴                                                                                                                           |                        |  |
| 備 考                | ＜決定を行った所管課・公所＞<br>観光文化交流局観光交流部M I C E 推進室<br>TEL 052-972-3169                                                                                                                         |                        |  |

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

# 行政文書非公開決定通知書

29 観 M 第 221-2 号  
平成 30 年 2 月 15 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年 2月 1日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政文書の名称 | <p>1 平成30年 1月22日に名古屋市が愛知県に提出した「空見地区における大規模展示場整備に関する調査について」に関し、提出時の対応記録</p> <p>2 平成 30 年 1 月 29 日に名古屋市が東邦ガス株式会社に提出した「空見地区における大規模展示場に関する調査へのご協力について」に対する回答</p>                                                                                         |
| 公開しない理由 | <p>1 平成 30 年 1 月 22 日に名古屋市が愛知県に提出した「空見地区における大規模展示場整備に関する調査について」に関し、提出時の対応記録については、文書不存在のため、該当文書はありません。</p> <p>また、2 平成 30 年 1 月 29 日に名古屋市が東邦ガス株式会社に提出した「空見地区における大規模展示場に関する調査へのご協力について」に対する回答については、平成 30 年 2 月 1 日付けで請求のあった時点で、文書不存在のため、該当文書はありません。</p> |
| 備考      | <p>&lt;決定を行った所管課・公所&gt;<br/>観光文化交流局観光交流部M I C E 推進室<br/>TEL 052-972-3169</p>                                                                                                                                                                         |

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、 6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

29 観 M 第 205 号  
平成 30 年 1 月 22 日

愛知県知事 大村秀章 様

名古屋市長 河村たかし



空見地区における大規模展示場整備に  
関する調査について

私どもが現在検討を進めております空見地区における大規模展示場整備については、今年度その実現可能性調査のための調査費を計上しているところです。

本調査予算の執行に当たっては、平成 29 年 2 月市会において「整備に関する調査の予算は、両者の関係が解きほぐされ、調査に向けた環境が整ったと認識しうる段階において、市民に対する説明責任を十分果たす観点から、議会が了承した上で執行すること」との附帯決議が付されており、現在調査の実施に至っておりません。

本市といたしましては、市民の暮らしを良くするため、展示会を活用して当地域の商業・産業を盛り上げ応援することが、行政が最も優先すべき責務であると考えております。

こうしたことから、現在予定しております、金城ふ頭における新第 1 展示館の整備に加え、今後更なる展示会の開催を通じた当地域の産業振興やイノベーションの創出を図るため、大規模展示場の整備を進めていくことは本市の重要なミッションであると認識しております。

私どもといたしましては、空見地区における大規模展示場の整備に関し、その実現可能性を検討し、当該地区での整備にあたっての諸課題の解決を図るために、本調査の実施が必要と認識しておりますので、本調査費の執行についてご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、本年度県市ともに予算計上しております、「愛知・名古屋展示会研究事業」につきましても、当地域における展示会の活性化を通じた都市の競争力強化を図るにあたり、連携して研究会を進めていく必要があると認識しておりますので、本件につきましても実施に向けて格段のご配慮を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、本市としては、当該予算の執行責任がありますことから、本申入れに対する貴県の回答を平成 30 年 1 月 26 日（金）までにいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当：名古屋市観光文化交流局観光交流部  
MICE 推進室  
電話：(052) 972-2444

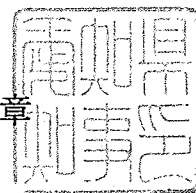


29 地 政 第 576 号

平成 30 年 1 月 26 日

名古屋市長 河村たかし 様

愛知県知事 大 村 秀 章



空見地区における大規模展示場整備に関する調査について（回答）

平成 30 年 1 月 22 日付け 29 観M第 205 号の照会については、下記のとおりです。

### 記

#### 1 空見地区における大規模展示場の整備に係る調査費の執行について

このことに係る本県の認識は、平成 29 年 3 月 15 日に貴市に提出した文書のとおりであり、空見地区での展示場構想は、事業可能性が無く、具体化できないと考えております。従って、賛同することはできません。

#### 2 愛知・名古屋展示会研究事業について

当地における展示会産業の振興を目的とする「展示会研究事業」については、展示場整備に関する貴市との認識が一致していないため、現状において、貴市と連携した事業を実施するのは、混乱を招くことが懸念され、時期尚早であると考えております。

担当 振興部地域政策課国際展示場準備室  
運営グループ

電話 052-954-6849

東邦ガス株式会社  
代表取締役社長 富成 義郎 様

名古屋市長 河村たかし



空見地区における大規模展示場整備に関する  
調査へのご協力について（依頼）

日頃より、本市施策の推進にご理解・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

私どもが現在検討を進めております空見地区における大規模展示場整備については、平成 27 年度に貴社所有地での整備に関し、ご相談をさせていただいて以来、貴社からは「県市がよく話しをしていただいた上で、当地域の発展に寄与するものであれば、可能な範囲で協力する」とのお話しをいただいていたところ です。

こうしたことから、今年度愛知県に対し、標記調査費の執行についてご理解いただけるよう申入れを継続的に行うとともに、展示会が地域にもたらす波及効果について理解を深めるシンポジウムを開催するなどし、平成 30 年 1 月 22 日に、市長名で最終の申入れを行いました。

しかしながら、平成 30 年 1 月 26 日付で愛知県より、「空見地区での展示場構想は、事業可能性が無く具体化出来ないと考えており、賛同出来ないとの考えは変わらない」との回答がありました。

このように本調査の実施について、県の理解をいただけておらず、前向きなご回答をいただくことが難しい状況とは存じますが、貴社所有地における調査実施に関し、ご協力をいただけるか再度確認をさせていただければと存じます。

ご多用のところ、ご迷惑をおかけし、誠に恐れ入りますが、本調査へのご協力の可否について、貴社の回答を平成 30 年 2 月 5 日（月）までに文書にていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

担当：名古屋市観光文化交流局観光交流部  
MICE 推進室  
電話：(052) 972-2444